

福祉有償運送事業実施事業者

飯田市福祉有償運送運営協議会にて協議を行い、道路運送法第79条の登録を受けている事業者は次のとおりです。

詳細については、各事業者におたずねください。

（令和7年8月31日現在。五十音順。）

事業者	住所	連絡先	使用車両	利用料金
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （羽場）	飯田市 東栄町3108-1	0265- 53-3182	セダン等 1台	1時間600円とし、以降1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （丸山）			セダン等 1台	1時間600円とし、以降1時間につき500円を加算する。さらに走行距離1kmにつき20円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （座光寺）			セダン等 1台	1時間750円とし、以降1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （下久堅）			セダン等 1台	目的地までの片道1kmまで370円とし、以降1時間につき20円を加算する。1回（往復利用を含む）の利用時間（目的地での待機時間を含む。）が1時間を超える場合は、30分ごとに250円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （上久堅）			セダン等 1台	1kmまで420円とし、以降1kmにつき70円を加算する。待機料金は、30分につき250円とする。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （千代）			セダン等 1台	1kmまで420円とし、以降1kmにつき70円を加算する。待機料金は、30分につき250円とする。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （龍江）			車いす車 1台	1時間600円とし、以降1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （竜丘）			セダン等 1台	1時間600円とし、以降1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （川路）			回転シート車 1台	1時間800円とし、以降1時間につき500円加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （鼎）			セダン等 1台	1時間600円とし、以降1時間につき500円を加算する。（休止中）
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （上郷）			セダン等 1台	1時間750円とし、以降1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （上村）			セダン等 1台 車いす車 1台	上村地区内往復1,100円、南信濃地区往復2,100円、旧飯田市及び下伊那郡内往復3,100円とする。 待機料金は、1時間につき500円を加算する。
社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 （南信濃）			セダン等 1台 車いす車 1台 回転シート車 1台	南信濃地区内往復1,100円、上村地区、天龍村及び阿南町往復2,100円、旧飯田市及び下伊那郡内(天龍村、阿南町を除く)往復3,100円とする。 待機料金は、1時間につき500円を加算する。
NPO法人 生活応援ネット スキップ	飯田市 上郷別府3304-3	0265- 48-5643	車いす車 2台 セダン等 1台 回転シート車 1台	利用1回につき700円とし、走行1kmにつき100円の加算とする。 迎え料金は、当事業所から利用者の自宅までの距離に1kmあたり40円を積算する。 【オプション加算】 ・付添いと待機（1時間まで） 1,600円 ・待機（5分以上～30分以内） 900円 ・待機（31分以上～1時間以内） 1,600円 ・介助（1回当たり） 900円 ・身体介助（1回当たり） 500円 ・当日キャンセル料 500円（現着済みの場合は、交通費を加算） 【土日祝日割増】 ・迎え料金（10km未満） 500円加算 ・迎え料金（10km未満） 1,000円加算 ・付添いと待機 1.5倍増し ・当日キャンセル料 1.5倍増し
社会福祉法人 八反田	飯田市 上郷飯沼477-1	0265- 53-7728	車いす車 1台 セダン等 2台	初乗り1kmまでを300円とし、走行1km増すごとに100円の加算とする。
社会福祉法人 ほけっと	飯田市 白山通り1-310-1	0265- 21-6212	車いす車 2台 セダン等 2台	利用走行1kmについて、150円とする。 有料道路運行料金及び有料駐車場等使用料金の実費は、利用者負担とする。

NPO法人 みんなの手	飯田市 鼎中平1905-5	0265- 56-4561	車いす車 6台 セダン等 2台	利用料金は透析患者の場合、利用1回につき3km 以下は自宅から目的地まで（以下往路という）450 円、目的地から自宅まで350 円、以下3km を超える毎に往路450 円、復路350 円を加算する。車椅子乗車の場合は1 回につき往路450 円、復路350円を加算する。 透析患者以外の利用料金は初乗り500 円（1km まで）、総走行距離（事業所から 事業所へ戻るまで）を2 で割った距離が1km を超える場合、1km 毎に150 円加算、車椅子乗車の場合、500 円加算とする。
----------------	------------------	------------------	--------------------	---